

5 2	<p>(2-(1) 現状と課題) 「年数を経ている計画では良い評価となる傾向」とあるが、どんな観点で評価できたのか知りたい。</p>	<p>本記述は、環境省が都道府県に行ったアンケート調査の結果を基にしていますが、計画目標への到達状況などが評価のポイントの一つになっていると理解しています。</p>
5 3	<p>(2-(2) 特定計画の実施に係る関係主体の連携) 都道府県における鳥獣の生息状況を踏まえ、特定計画の策定を行い、適切に鳥獣保護管理を推進すること。</p>	<p>特定計画の策定を都道府県に法的に義務付けることは困難ですが、ご意見の趣旨を踏まえ、環境省においても引き続き都道府県に対し、特定計画の策定や改定を促していくことが必要と考えます。</p>
5 4	<p>(2-(2) 特定計画の実施に係る関係主体の連携) 合意形成プロセスについての記述がないので、付け加える。</p>	<p>合意形成のプロセスは重要な課題と考えますが、その手法は個々の課題、地域、対象鳥獣等によって異なり、一律に本報告で記述することは困難と考えます。しかし、ご意見は環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
5 5	<p>(2-(2)-7 関係主体の役割の明確化と連携) 関係主体として、鳥獣担当部局及び農林水産担当部局、農林水産業関係団体、猟友会支部、地域住民等となっていますが、これにNPOやNGO等の研究団体も参画すべきと思います。</p> <p>-----</p> <p>連携すべき当事者に鷹狩従事者を追加し、「(前略)農林水産業関係団体、猟友会支部、鷹狩従事者、地域住民等と連携し、防護柵の設置や追い払い等の被害防除対策を進めるとともに、鳥獣の生息環境の適切な保全と管理を図る必要がある。」とするべき。(計3件)</p> <p>-----</p> <p>「農林水産業関係団体、猟友会支部、地域住民等」とあるのを「農林水産業関係団体、猟友会支部、地域住民、研究機関、市民団体等」とする。</p> <p>-----</p> <p>農林水産業関係団体、猟友会支部、「自然保護団体」を足して下さい。</p> <p>-----</p> <p>農林水産業関係団体、猟友会支部、地域住民に加え、鳥獣の立場が分かる動物愛護団体や自然保護団体を明記する。</p>	<p>他の利害関係者や NGO、研究機関等の多様な関係者の参加も必要であると考えており、個別の特定計画の実情に応じて連携が図られるべきものと考えます。</p>
5 6	<p>(2-(2)-7 関係主体の役割の明確化と連携) 「特に、鳥獣による被害への対策は捕獲のみによる対応では不十分であり、」の文言は不適切であり、「特に、鳥獣による被害への対策は捕獲による個体数調整を重要な方策としつつも、それ以外の方法も加えて総合的に展開する必要があり、」に変更することが望ましい。(計2件)</p>	<p>ご意見の趣旨は理解しますが、特定計画の目標を達成するための3つの施策(個体数管理、生息環境管理、被害防除対策)をバランス良く実施する必要がありますので、原文どおりが適切と考えます。</p>
5 7	<p>(2-(2)-7 関係主体の役割の明確化と連携) 国、都道府県、市町村の各役割の記述をもっと充実させるべき。</p>	<p>ご意見の趣旨は、今後、基本指針等を環境省で検討するに当たり参考にされるべきと考えます。</p>
	<p>(2-(2)-7 関係主体の役割の明確化と連携)</p>	

58	広域的な保護管理のための情報共有、協議会の設置といった国の責務を明確にすべき。	ご意見の趣旨は、「2(2)イの広域的及び地域的な連携」の後段に記述しています。
59	(2-(2)-7 関係主体の役割の明確化と連携) 個体数調整は全面廃止するべき。	個体数管理は特定計画の目標を達成するための一つの施策と考えます。
60	(2-(2)-7 関係主体の役割の明確化と連携) 農林業被害対策のありかたはまず防除を基本とするべきである。(計2件)	個体数管理、生息環境管理、被害防除対策はいずれも重要であり、バランスを保ちながら総合的に実施される必要があると考えます。
61	(2-(2)-7 関係主体の役割の明確化と連携) 捕獲のみによる対応では不十分なのではなく、不適切であるので、不適切に書き換える。 ----- 「捕獲のみによる対応では不十分であり」を削除すべき。	個体数管理、生息環境管理、被害防除対策はいずれも重要であり、バランス良く総合的に実施される必要があると考え、「捕獲のみによる対応では不十分」と記述しています。
62	(2-(2)-7 関係主体の役割の明確化と連携) 都道府県の鳥獣の生息状況を正確に踏まえることは無理。	ご意見のとおり、正確な鳥獣の生息数等について把握することは困難と考えますが、生息状況を踏まえずに鳥獣の保護管理を行うことは、適切ではないと考えます。
63	(2-(2)-7 関係主体の役割の明確化と連携) 「職員の専門性を確保する」では現行の鳥獣保護には不十分。「鳥獣保護管理を担当する専門官を置く」とし、さらに「市町村の枠にとらわれず、各市町村の専門官の連携をとった中で、統一的な鳥獣保護を進める必要がある」と明記すべき。	ご意見の趣旨は、今後「人材を育成・確保する仕組みの充実」を環境省において検討するにあたり参考にされるものと考えます。
64	(2-(2)-イ 広域的及び地域的な連携) 野生鳥獣は、市町村界や県境をまたいで生息しており、「特定鳥獣保護管理計画」を「野生鳥獣地域計画」に名称を変更し、地域の生物多様性確保の観点から野生鳥獣と共存することができる、野生鳥獣地域計画を定めるとすべきである。(計2件)	保護管理の手法は、対象となる鳥獣によって異なる点があることから、複数種を対象とした計画においても、種ごとの対応を整理することは必要になると考えます。ご意見の趣旨は、現行の特定計画制度を効果的に運用することにより実施可能とも考えられますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
65	(2-(2)-イ 広域的及び地域的な連携) 国は、有害駆除による捕獲、狩猟による捕獲、個体数調整のための捕獲等すべての捕獲総数の上限を設定するための方策等を基本指針に示すべき。	2(5)において、一定の区域についての入猟者数を調整できる制度について検討することを記述していますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
66	(2-(2)-イ 広域的及び地域的な連携) 広域的な保護管理のための情報共有、協議会の設置といった国の責務を明確にすべき。	ご意見の趣旨は、本項の記述に含まれていますが、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
67	(2-(2)-イ 広域的及び地域的な連携) 最終行「・・・考え方を基本指針において整理することが必要である。」を「・・・考え方を基本指針において整理し、地方環境事務所を通じて、都道府県による広域的連携を支援することが必要である。」と修正する。	ご意見の趣旨は、本項の記述に含まれていますが、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。

68	(2-(2)-イ 広域的及び地域的な連携) 効果的な個体数調整をめざすべきではない。	個体数調整は、特定計画の実施手法の一つであり、効果的に行われる必要があると考えます。
69	(2-(2)-イ 広域的及び地域的な連携) 「捕獲のみによる対応では不十分であり」を削除すべき。	個体数管理、生息環境管理、被害防除対策はいずれも重要であり、バランス良く総合的に実施される必要があると考え、「捕獲のみによる対応では不十分」と記述しています。
70	(2-(3) 地域に根付いた取組の充実) 住民への鳥獣保護に関する正しい知識を与えること。 ----- 教育の場を通して子供たちに鳥獣保護に関する正しい知識を与えること。 (計2件)	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
71	(2-(3) 地域に根付いた取組の充実) 「鳥獣による被害への対策は捕獲のみの対応では不十分であることから、」の文言は不適切であり、「鳥獣による被害への対策は捕獲による個体数調整を重要な方策としつつも、それ以外の方法も加えて総合的に展開する必要があることから、」に変更することが望ましい。 (計2件)	特定計画の3つの方策（個体数管理、生息環境管理、被害防除対策）をバランス良く実施する必要がありますので、原文どおりが適当と考えます。
72	(2-(3) 地域に根付いた取組の充実) 最後の段落に「鳥獣保護管理や農林水産業に関係する専門家の指導を受けながら」と明記されているが、「・・・農業改良普及員など専門家の指導を受けながら」とすべき。	ご意見の趣旨については、農林水産業に関係する専門家に含まれると考えます。
73	(2-(3) 地域に根付いた取組の充実) 餌付け行為と生ごみ、未収穫物、耕作放棄地における誘引要因の分析と根本原因の見直し。野生鳥獣側に責任をかぶらせ、その場所で生計を立てている人に対して責任転換を行っているに過ぎない。	ご意見の趣旨のとおり、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策をバランス良く実施していくことが必要と考えます。ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
74	(2-(3) 地域に根付いた取組の充実) 「このため、鳥獣保護管理や農林水産業に関係する専門家の指導を受けながら、地域が一体となって対策を講じ」を「鳥獣保護監理や農林水産業に関係する専門家以外に、対象となる鳥獣の生態や習性について正しい知識を有した専門家の指導を受けながら、」に修文すべき。	ご意見の趣旨は、本項の鳥獣保護管理の専門家に該当するものと考えます。
75	(2-(3) 地域に根付いた取組の充実) 猟区制度など、野生動物の活用について触れられていない。また、総合的な取組としてあげるのならば、一般市民の参画についても触れるべきである。	猟区制度については、地域での取組の中で必要に応じて活用されるものと考えます。また、一般市民の参画については、本項にある地域レベルでの取組に含まれると考えます。しかし、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
	(2-(3) 地域に根付いた取組の充実) 生息環境管理の項目に、豊かな河川環境の再生・復元を含めるべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。

76	(2-(3) 地域に根付いた取組の充実) 広葉樹の自然林の復元という言葉を入れて欲しい。	
77	(2-(3) 地域に根付いた取組の充実) 「学習放獣」を「放獣」に修文すべき	学習放獣は鳥獣保護管理において定着している用語と考えます。
78	(2-(4) 科学的・計画的な保護管理の推進) タイトルを科学的・計画的かつ総合的な保護管理の推進とする。	特定計画は、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策を含めた総合的な取組が基本であることから、ご意見の趣旨は大項目2の特定計画制度の充実に含まれるものと考えます。
79	(2-(4) 科学的・計画的な保護管理の推進) 鳥類標識調査の放鳥記録をデータベース化し、環境省あるいは山階鳥類研究所のホームページに掲載すべき	現在、環境省において、ホームページでの閲覧が可能となるよう、調査結果のデータベース化に向けた作業が進められています。
80	(2-(4) 科学的・計画的な保護管理の推進) 標識調査に関するシステム上の位置付けの明確化	標識調査については、今後とも調査を継続し、科学的な鳥類の保護管理の推進に努めるべきと考えます。また、その成果についてはホームページ等により公表するなどにより、広く情報を提供するとともにその意義を理解してもらえるよう努めていくことが必要と考えます。 ご意見の趣旨を踏まえ、下記のとおり修正します。 「都道府県や関係団体等の協力を得ながら「自然環境保全基礎調査」等による鳥獣の生息分布の把握、「ガンカモ科鳥類の生息調査」及びシギ・チドリ類の定点調査等による渡り鳥の渡来状況の把握、「標識調査」による鳥類の移動・生息状況の解明、また、特定の鳥獣に関する生態等の解明やモニタリングの手法開発に係る調査を実施している。 特定計画制度の効果的な実施に資するために、今後もこうした調査の継続とともに内容について見直しを行いつつ充実を図ることや、…」
81	(2-(4) 科学的・計画的な保護管理の推進) 鳥獣保護管理のための調査研究体制の充実については、各地へ「鳥獣保護管理研究センター（仮称）」などの設置を求めるべき。	都道府県に設置されている農林関係の試験研究機関や、鳥獣保護センターなどの既存の組織を十分に活用しながら鳥獣保護管理に関する研究等を進めるべきと考えます。
82	(2(4)7 適切な技術開発・調査) 国において鳥獣保護管理に関する技術開発を進める責務を明記すべき。	本項における「鳥獣保護管理に関する技術開発」は、15行目以降にあるように「地域特性に応じた効果的な生態調査・モニタリング手法、被害対策など」であり、環境省が実施する調査等については、本項前段に記載されております。
83	(2(4)7 適切な技術開発・調査) 「特定計画制度の効果的な実施のためには、鳥獣の生息分布域、生息数、生息密度移動等の生息状況に関する情報や、鳥獣による農林水産業及び自然生態系等への被害状況、社会状況などの状況等を的確に把握し、分析することが重要である」とあるが、不可能ではないか。	ご意見のとおり、正確な鳥獣の生息数等について把握することは困難と考えますが、生息状況を踏まえずに鳥獣の保護管理を行うことは、適切ではないと考えます。
84	(2(4)7 適切な技術開発・調査) 狩猟鳥獣全般に対する生息数調査（生息指標含む）を基礎的な調査として実施する点を明記すべき。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。

85	<p>(2(4)7 適切な技術開発・調査) 鳥獣関係統計をなるべく早く出版しあらゆる方面で役立てるようになりたい。を書き足してほしい。(計2件)</p> <p>(2(4)7 適切な技術開発・調査) 特定計画制度の計画や実施状況について、NPOなどの研究者が十分に検討できるよう、鳥獣関係統計のインターネット公開を迅速にすべき。</p>	<p>集計された鳥獣関係統計は、環境省のホームページにおいて公開されていますが、なるべく早くとのご意見の趣旨は、2(4)ウに追加して記述します。</p>
86	<p>(2-(4)-イ 人材の育成・活用) 狩猟者は狩猟免許試験をパスし、また鳥獣の捕獲を通じてその生態学や解剖学にも間接的に通じており、鳥獣保護管理に必要となる知識のベースがあるので、狩猟者団体から人材を育成するのが効率的である。</p> <p>狩猟者を含む専門的知見を有する個人および狩猟者団体を活用するという視点が欠けている。</p>	<p>狩猟者に鳥獣保護管理に関する知識のベースを有する方がいると考えられますので、狩猟者団体所属の方も含め、幅広くそのような資質を有する方々が、鳥獣の保護管理に携わることが重要と考えます。</p>
87	<p>(2-(4)-イ 人材の育成・活用) 生態系保全、生物多様性の確保に基づく鳥獣保護についての教育を、学校教育・社会教育で取り組むことを推進するサポート体制を都道府県に義務付けてください。持続可能な開発のための教育も、日本の提唱により国際的に進められています。</p>	<p>都道府県への義務づけは困難と考えられますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
88	<p>(2-(4)-イ 人材の育成・活用) 助言・指導を受ける専門家として、狩猟及びその他の捕獲の経験を有する者に加え、「特定計画の効果的な推進にあたっては、これを実施する主体が鳥獣の保護管理に関する専門的知見を有する者、並びに狩猟及びその他の鳥獣捕獲の豊富な経験を有する者からの助言・指導を得ること、またそのような者が実際に特定計画の実施に関わることが重要である。」とすべきである。(計2件)</p>	<p>ご意見の趣旨は、「鳥獣の保護管理に関する専門的知識を有する者」に含まれるものと考えます。</p>
89	<p>(2-(4)-イ 人材の育成・活用) 資格制度について記載がない。</p> <p>野生鳥獣保護管理検討会報告の記述内容に差しかえるべきである。</p> <p>人材の育成に関する国の責務を明確にすべき。</p>	<p>国家資格ではなく、民間資格も含めて、民間団体、大学、公益法人等が協力して実施していくことが重要と考えますが、ご意見の趣旨は、今後「人材を育成・確保する仕組みの充実」を環境省において検討するに当たり参考にされるべきものと考えます。</p>
90	<p>(2-(4)-イ 人材の育成・活用) 民間で草の根運動として活動している人々の知識や経験を活用することに、賛成である。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
91	<p>(2-(4)-イ 人材の育成・活用) 鳥獣保護管理の民間資格設立に関して社団法人大日本猟友会に諮問すべき。(計2件)</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>

9 2	<p>(2-(4)-イ 人材の育成・活用) 生物多様性保全の意義を理解し、鳥獣保護管理の知識・技術を有することを証明する制度が狩猟免許とは別に必要であり、将来に向けた鳥獣保護管理に関わる人材の育成と確保をすべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
9 3	<p>(2-(4)-イ 人材の育成・活用) 現状では、科学的な野生動物保護管理を行うための人材育成が十分にできている状態とは言い難い。野生生物専門員等の資格制度をつくり、より積極的に人材の育成・確保していくことが必要である。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
9 4	<p>(2-(4)-ウ モニタリング及びフィードバック) 狩猟や個体数調整による捕獲情報や被害防除効果に関する情報の迅速な収集、提供が不可欠であり、迅速に且つ的確に対応する旨、明記すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨を追加します。</p>
9 5	<p>(2-(5) 適切な捕獲の推進) 捕獲圧を増やすには入猟者を増やす必要があり、そのために猟区制度の充実を図る必要がある。一般猟区であっても放鳥獣猟区のように狩猟税の減免措置が必要。またグループ猟を可能とするよう制度の見直しをされたい。</p> <hr/> <p>入猟者調整（増加）の方法として、猟区における狩猟税軽減を行うべき</p>	<p>猟区での狩猟税減税と適正な捕獲圧の確保の関係を明確に理解するのが難しいところですが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
9 6	<p>(2-(5) 適切な捕獲の推進) 入猟者数を制限する制度では、個人単位ではなくグループ単位を考慮したり、狩猟者の自主マナーの活用を考慮した、柔軟な制限法を運用できるようにすべき。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
9 7	<p>(2-(5) 適切な捕獲の推進) 重要な指摘であり、このままの表現で存置すべきである。資源という表現は食肉・羽毛・毛皮等の利用に留まらず、人工増殖・品種改良のための遺伝子資源、科学研究のための試験利用等をも包含するものと理解する。 (計2件)</p>	<p>ご意見のとおり原文のままとしたいと考えます。ただし、資源としての有効活用の範囲については今後とも検討の必要があると考えます。</p>
9 8	<p>(2-(5) 適切な捕獲の推進) 狩猟の場は、保安上の観点および科学的保護管理の観点から可猟区を定めるような場の転換を目標とし、当面は乱場をきめ細やかに区分できるよう、多様な地域制度を導入し、柔軟な運用の可能な制度とすべきである。 (計3件)</p>	<p>「場の転換」は引き続きの課題と考えますが、本項にある「一定の区域についての入猟者数を調整できる制度」や4(3)において記述している「わな等の使用を禁止あるいは制限する地域制度」の他、既存の仕組みを活用することによる対応も可能と考えられますが、ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
9 9	<p>(2-(5) 適切な捕獲の推進) わなの適切な設置と見回りは指導だけでは足りない。保護個体を資源として有効利用にも規定を。 (計2件)</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>